

日産カードの規約及びサービス内容の変更について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

この度、日産カードの規約及びサービス内容を一部変更させていただくことになりました。規約及びサービスの変更内容は以下の通りとなります。

今後とも日産カードをご愛顧賜りますよう、宜しく願い申し上げます。

敬具

記

【規約変更】
2018年10月28日より会員規約の一部が変更となります。

	現行会員規約（2018年10月27日まで）	新会員規約（2018年10月28日から）
第6条（代金決済）	1 本規約第20条に定めるショッピングサービス（諸手数料を含む）のご利用代金は、原則として毎月10日（以下「締切日」という）に締め切り、翌月5日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」という）に会員があらかじめ金融機関と約定した預金口座（以下「お支払預金口座」という）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌々月以降の当社が指定した日にお支払いいただくことがあります翌月以降の締切日で処理される場合があります。また、支払方法について別に当社が指定した場合は、その方法に従いお支払いいただきます。 2 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ日本国内におけるカード利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用された交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として1.63%（税込）所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。 3 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払い月の前月末頃、普通郵便で本人会員があらかじめ届け出た送り先にご利用明細書として通知します。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち2週間以内にさせていただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。 4 本人会員のお支払預金口座の預金残高不足により、本条第1項のご利用代金の支払債務（以下「支払債務」という）の口座振替ができない場合には、当社は、当該金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。	1 本規約第20条に定めるショッピングサービス（諸手数料を含む）のご利用代金は、原則として毎月10日（以下「締切日」という）に締め切り、当月15日（以下「算定日」という）に算定したものを、翌月5日（金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」という）に会員があらかじめ金融機関と約定した預金口座（以下「お支払預金口座」という）から口座振替の方法によりお支払いいただきます。なお、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。 2 会員の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ日本国内におけるカード利用代金と同様の方法でお支払いいただきます。なお、ショッピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用された交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。 3 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払い月の前月末頃、本人会員があらかじめ届け出た送り先にご利用明細書として通知します。本人会員は、ご利用明細書の記載内容について会員自身の利用によるものであるか等につき速やかに確認のうえ、ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内に行うものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容についてご承認いただいたものとみなします。 4 お支払預金口座の預金残高不足により、本条第1項のご利用代金の口座振替ができない場合には、当社は、金融機関との約定により、約定支払日以降の任意の日において、ご利用代金の全部又は一部につき口座振替ができるものとします。
第11条（遅延損害金）	1 本規約に定められた支払期日に万が一お支払い資金が不足しご利用代金の全額をお支払いいただけない場合は、お支払いになるべき金額に対してその支払期日の翌日から支払日に至るまで、本規約第23条第1項に定めるショッピングサービスの1回払い、リボルビング払いは年利率14.6%、2回払い・ボーナス一括払い・分割払いは年利率6.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。 2 本規約に基づく債務において、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、支払債務の元金残全額に対して本規約第23条第1項に定めるショッピングサービスの1回払い・リボルビング払いは年利率14.6%、2回払い・ボーナス一括払い・分割払いは年利率6.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。	1 本規約に定められた支払期日に万が一お支払い資金が不足しご利用代金の全額をお支払いいただけない場合は、お支払いになるべき金額（本規約第23条第1項に定めるショッピングサービスのリボルビング払いに係る手数料を除く）に対してその支払期日の翌日から支払日に至るまで、本規約第23条第1項に定めるショッピングサービスの1回払い、リボルビング払いは年利率14.6%、2回払い・ボーナス一括払い・分割払いは年利率6.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。 2 本規約に基づく債務において、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日の翌日から完済の日に至るまで、支払債務の元金残全額に対して本規約第23条第1項に定めるショッピングサービスの1回払い・リボルビング払いは年利率14.6%、2回払い・ボーナス一括払い・分割払いは年利率6.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。 3 前二項の遅延損害金の計算方法は、いずれも年365日（閏年は年366日）の日割計算とします。

第23条（支払区分）	4. 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次のとおりです。①毎月の支払元金は、締切日におけるリボルビング利用残高（以下「利用残高」という）に応じて、会員が申込み時に予め選択した支払いコースにより定める金額とし、当社所定の包括信用購入あっせんの手数料（以下、本項において「手数料」という）をこれに加算した金額（以下「弁済金」という）をお支払いいただきます。なお、本項にかかわらず、入会時は、後記支払コースのうち定額コースが適用されるものとし、入会後に会員の申し出があり当社が承認した場合は、支払いコース（定額コースの場合は支払い指定金額を含む）の変更ができるものとします。②手数料は、毎月11日から翌月10日までの日々の利用残高に手数料率を乗じ年365日で日割計算した金額を1ヶ月分とし、翌々月の当社指定日に後払いしていただきます。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。手数料率は15.00%（実質年率）とします。 5. 本人会員は、カード利用の際に指定した支払区分のうち、1回払い、2回払い及びボーナス一括払いを当社が定める期間内に申し出を行い当社が適当と認めた場合に、リボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの利用があったものとして前項①号及び②号により計算します。	4 会員がリボルビング払いを指定した場合は、次の通りです。 ① 毎月の支払元金は、締切日におけるリボルビング利用残高（以下「利用残高」という）に応じて、会員が申込み時にあらかじめ選択した後記支払いコースにより定める金額とし、当社所定の包括信用購入あっせんの手数料（以下、本項において「手数料」という）をこれに加算した金額（以下「弁済金」という）をお支払いいただきます。なお、本項にかかわらず、入会時は後記支払いコースのうち定額コースが適用されるものとし、入会後に会員の申し出があり当社が承認した場合は、支払いコース（定額コースの場合は支払い指定金額を含む）の変更ができるものとします。 ② 手数料は、毎月11日から翌月10日までの日々の利用残高に手数料率を乗じ年365日（閏年は年366日）で日割計算した金額を1ヶ月分とし、翌々月の当社指定日に後払いしていただきます。ただし、利用日から起算して最初に到来する締切日までの期間は、手数料計算の対象としないものとします。手数料率は15.00%（実質年率）とします。 5 本人会員は、カード利用の際に指定した支払区分のうち、1回払い、2回払い及びボーナス一括払いを当社が定める期間内に申し出を行い、当社が適当と認めた場合にリボルビング払いに変更することができます。その場合、変更後の新たな弁済金は、支払区分の変更を当社が認めた日にリボルビング払いの指定があったものとして前項①号及び②号により計算します。なお、2回払いをリボルビング払いに変更する場合に変更の対象となる利用代金は、1回目の支払分に相当する算定日以前に変更の申し出があった場合は当該利用代金の全額とし、当該算定日より後に申し出があった場合は、支払金額として確定した1回目、2回目の各々の利用代金分が対象となるものとします。
------------	--	---

【サービス内容変更】

2018年10月28日よりサービスの一部が変更となります。

サービス内容	現在	変更後
リボ宣言対象商品	ショッピング1回払いのみ	ショッピング1回払い、ショッピング2回払い、ボーナス一括払い
ご請求金額確定前のショッピングリボ変更受付期間	前々月11日～前月10日（当月利用明細反映の場合）	前々月16日～前月15日（当月利用明細反映の場合）
ご請求金額確定後のショッピングリボ変更受付期間	前月11日～前月銀行確定日（当月請求反映の場合）	前月16日～前月銀行確定日（当月請求反映の場合）